

平成13年9月5日

答申（自動車運転による死傷事故に対する罰則の整備に関する要綱（骨子））

法務大臣 殿

法制審議会会長

答 申

諮問第54号については、次のとおり答申する。

標記諮問については、別添要綱（骨子）のように罰則を整備することが相当である。

（別添）

（原文縦書き）

要綱（骨子）

- 一 1 アルコール若しくは薬物の影響により、又は自動車の進行を制御する技能を有しないため、正常な運転が困難な状態で自動車を走行させ、よって、人を負傷させた者は十年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は一年以上の有期懲役に処するものとする。自動車の進行を制御することが困難な高速度で自動車を走行させ、よって人を死傷させた者も、同様とすること。
- 2 人又は自動車等の通行を妨害する目的で、走行中の自動車等の直前へ進入し、その他人又は自動車等に著しく接近し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転し、よって人を死傷させた者も、1と同様とすること。赤色信号を殊更に無視し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転し、よって人を死傷させた者も、同様とすること。
- 二 自動車を運転して刑法第二百十一条前段の罪（人を傷害した場合に限る。）を犯した者については、傷害が軽いときは、情状により、その刑を免除することができるものとする。